

## 第4期四日市市環境計画の中間見直しについて

### 1. 第4期四日市市環境計画の位置づけ

#### (1) 四日市市環境計画とは

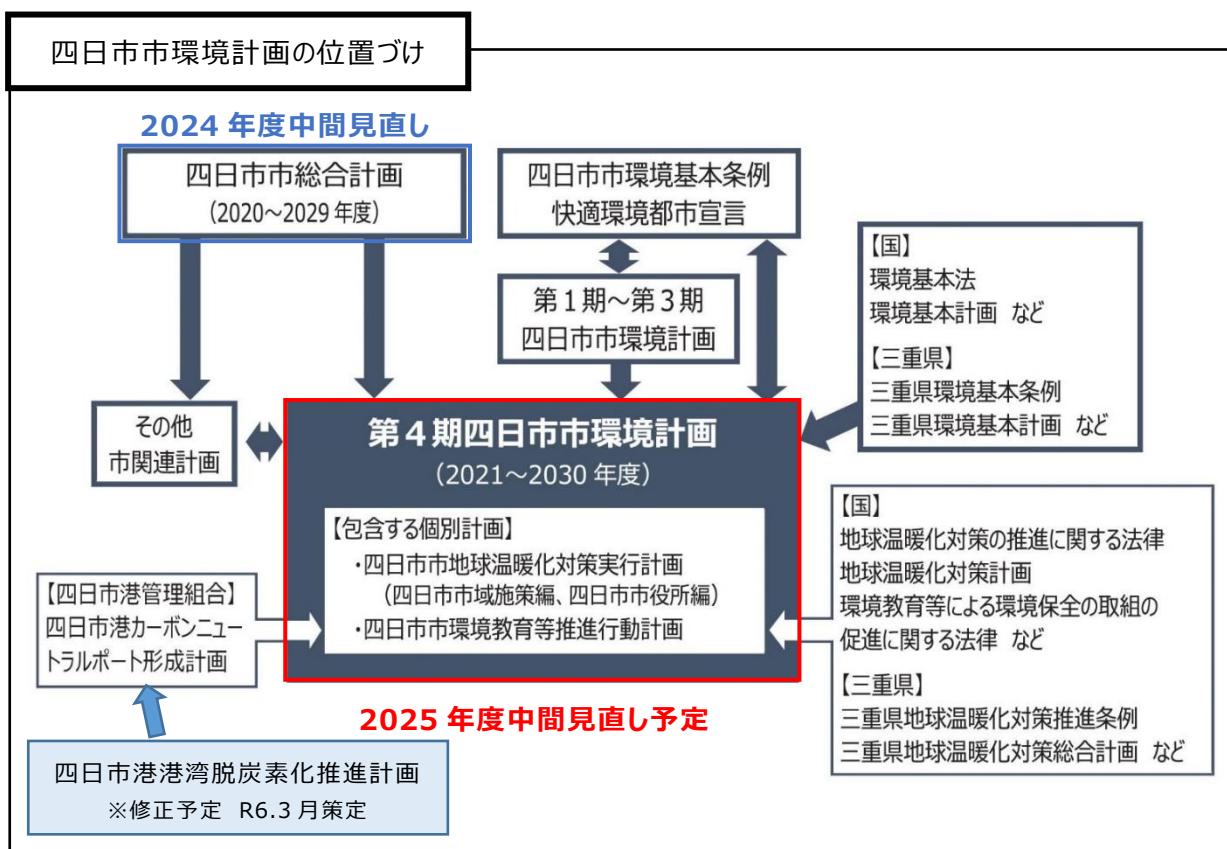
「四日市市環境計画」は、「四日市市環境基本条例」の基本理念に則り、「快適環境都市宣言」の理念を継承することはもとより、特に「四日市市総合計画」における構想や計画を環境面から実現するための環境政策のマスタープランです。

環境を取り巻く社会の動向やこれまでの施策の実施状況等を踏まえ、2021（R3）年度からの新たな計画「第4期四日市市環境計画」を策定し、現在運用しています。

#### (2) 計画の期間

本計画は、長期的な展望を持ちつつ、「四日市市総合計画」の内容と整合を図り、計画期間を2021（R3）年度から2030（R12）年度までの10年間としています。

中間見直しでは、これまでの計画の進捗状況を評価するとともに、近年の環境及び社会情勢の変化等を踏まえ、これまでの環境計画の中間にあたる2025（R7）年度末に中間見直しを行います。



## 2. 四日市市環境計画中間見直しの方針

第4期四日市市環境計画を2021（R3）年3月に策定しました。その後、地球温暖化対策計画の改定等に対応するため、2023（R5）年7月に四日市市地球温暖化対策実行計画を中心に環境計画の一部改定を行い、環境行政に関する施策を総合的かつ計画的に推進しています。

2024（R6）、2025（R7）での中間見直しでは、これまでの計画の進捗状況を評価するとともに、「脱炭素・自然共生・資源循環」等の近年の社会情勢を踏まえ、市民の皆さまのご意向を反映し、地域の特性に沿った計画改定に努めます。

### 計画改定の視点となる環境分野

- ①脱炭素社会の実現
- ②気候変動への適応
- ③循環型社会の構築
- ④ネイチャーポジティブ（自然再興）の実現

#### ●2020（R2）年度 第4期四日市市環境計画（2021年3月策定）

#### ●2023（R5）年度 第4期四日市市環境計画（2023年7月改定）

##### これまでの進捗状況の評価

##### 社会情勢を踏まえた施策・数値目標への更新

- ①脱炭素社会の実現
- ②気候変動への適応
- ③循環型社会の構築
- ④ネイチャーポジティブ

地球温暖化対策に関する部分を中心に改定

##### 市民・事業者の意向反映

- ①アンケート調査（市民、事業者）
- ②市民活動団体へのアンケート及びヒアリング

##### 環境保全審議会での意向反映

（環境保全審議会は3回を予定）

策定後5年が経過  
中間見直しの時期にあたる  
・社会情勢の変化  
・施策や数値目標の進捗把握

#### ●2025（R7）年度 第4期四日市市環境計画（2026年3月改定予定）

## 3. 改定の内容

### （1）第1章 基本的事項

- 関連する国計画、県計画、市計画（主に四日市市総合計画）等の記載内容を最新情報に更新

### （2）第2章 環境を取り巻く現状と課題

- 市の概況（位置・気候・人口等）を最新統計情報に更新

- 令和6年度実施の市民・事業者アンケートを基に意識内容の分析結果を新たに記載

### (3) 第3章 第4期環境計画について

- 5つの環境目標を達成するための具体的な施策内容・評価指標の見直し、上方修正
- 環境施策等に関連するコラムの修正、新規追加（④デコ活、⑤食品ロスの実態、⑥ごみの減量化、⑧吉崎海岸の自然共生サイト登録）

### (4) 第4章 地球温暖化対策の推進について（四日市市地球温暖化対策実行計画）

- 気候変動に伴う現況について記載を追加
- 温室効果ガス排出量等の現状値を更新

※ 令和5年7月に第4章（四日市市地球温暖化対策実行計画）を中心に改定を実施



### (5) 第5章 気候変動への対応の推進について（四日市市気候変動適応計画）

※新規追加

2018年6月に「気候変動適応法」が公布され、国の「気候変動適応計画」が策定されたことを受け、四日市市でも適応策への取り組みが求められるようになりました。

本市ではこれまで施策方針を掲げ、気候変動への適応を推進してきましたが、被害防止や軽減をさらに強化する必要性が高まっています。そのため、今回の中間見直しにて、環境計画の中に「四日市市気候変動適応計画」を包含する形で策

定することとしました。

- 気候変動適応の主要 7 分野ごとに「既に確認されている影響」「将来考えられる影響」を示し、それぞれ三重県及び四日市市での適応策を記載



出典：気候変動適応情報プラットフォーム

#### (6) 第6章 環境教育等の推進について（四日市市環境教育等推進行動計画）

- 第4期環境計画の策定時に包含した行動計画により、環境教育等の推進に向けて取り組んだ施策内容について記載を追加

#### (7) 第7章 計画の推進にあたって

- 国、県、周辺自治体との連携にかかる体系図を修正